

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第10号

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則

新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条秋葉区役所産業振興課の項中「いきいき里山室」を「里山活用・原油対策室」に改め、同条西区役所総務課の項を次のように改める。

総務課

第5条第1項地域総務課の項第23号中「個人情報保護」の次に「（死者情報の開示を含む。）」を加え、同条第1項産業振興課（西区役所にあつては農政商工課、西蒲区役所にあつては産業観光課と読み替えるものとする。）の項第32号中「森林法」の次に「（昭和26年法律第249号）」を加え、同条第1項総務課の項第6号中「個人情報保護」の次に「（死者情報の開示を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。